平成２５年（フ）第４５号
岐阜市則武中２丁目18番６号サンコーポ101号室
債務者　小野　芳江
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
岐阜市長良526番地４タマリックス102号室
債務者　河﨑　忠晴
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
山口県宇部市大字東岐波614番地２　ビーチハイムキワＡ棟201号
債務者　井上　孝治
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１８号
山口県山陽小野田市大字小野田3645番地５ワンルーム平和103号
債務者　岡本美津代
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３１号
名古屋市名東区極楽２丁目149番地
債務者　中川登美子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
岐阜県下呂市少ケ野503番地１
債務者　中川　和昭
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
岐阜県下呂市少ケ野503番地１
債務者　中川　由加
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
滋賀県東近江市沖野１丁目２番11号、前住所滋賀県東近江市東沖野２丁目４番８号
債務者　黒田　　武
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８６７号
神戸市兵庫区西出町２丁目10番７号
債務者　柚木﨑　優
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６８号
神戸市兵庫区西出町２丁目10番７号
債務者　柚木﨑美佐子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１６号
神戸市東灘区青木２丁目２番１―1517号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地502号棟1003号室
債務者　本咲　精一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５６号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目９番４号　筒井文化202号、従前の住所神戸市長田区駒ヶ林町２丁目９番４号　筒井文化201号
債務者　樹田友一こと　金　　智行
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
神戸市北区唐櫃六甲台27番地の３
債務者　松島　清春
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３号
神戸市垂水区西舞子５丁目４番25号
債務者　辻井　淳子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
神戸市長田区三番町４丁目４番地　市住23―304号
債務者　金城　勝利
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
神戸市長田区東尻池町８丁目２番３号
債務者　飯沼製作所こと　飯沼　　昇
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
神戸市東灘区青木４丁目２番20―301号
債務者　大河壽美江
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部